

華誠の法務ニュースレター

2022年10月 第30号

華誠の動向

華誠のパートナー弁護士3名が上海海外知的財産権紛争対応指導専門家リストに初入選
華誠が上海市徐匯区第1回営業秘密保護モデルステーションに入選

ネットワークセキュリティとデータ保護

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 ネットワークデータ分類等級付け要求」について意見募集
国家インターネット情報弁公室が「ネットワークセキュリティ法」について意見募集
3部門が共同で「インターネットポップアップ情報プッシュサービス管理規定」を公布

金融と証券

中国証券監督管理委員会が「上場会社株式買戻し規定」について意見募集

企業コンプライアンス

国務院国有資産監督管理委員会が「中央企業コンプライアンス管理弁法」を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから渉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト： www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビルD ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10) 66256025
ファックス：(86-10) 6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(86-451) 8457-3032
ファックス：(86-451) 8457-3032

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail:gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技园 B3-703 室 〒：264000
電話：0535-2118687
E-mail:yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail:xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

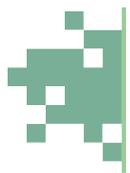
鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路 9 号 5 棟 507 室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

- 華誠のパートナー弁護士3名が上海海外知的財産権紛争対応指導専門家リストに初入選……………4
- 華誠が上海市徐匯区第1回営業秘密保護モデルステーションに入選……………4

ネットワークセキュリティとデータ保護

- 全国情報セキュリティ標準化技術委員会がプリインストールされているスマートフォンのアプリの基本的なセキュリティの要求について意見募集……………5
- 全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「スマートモバイル端末未成年者保護通用規範」について意見募集……………5
- 全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 ネットワークデータ分類等級付け要求」について意見募集……………6
- 国家インターネット情報弁公室が「ネットワークセキュリティ法」について意見募集……………6
- 3部門が共同で「インターネットポップアップ情報プッシュサービス管理規定」を公布……………7

金融と証券

- 中国証券監督管理委員会が「上場会社株式買戻し規定」について意見募集……………8
- 4部門が共同で法に基づいて証券犯罪を厳しく取り締まる典型的な事例を公布……………8

企業コンプライアンス

- 国務院国有資産監督管理委員会が「中央企業コンプライアンス管理弁法」を公布……………9

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠のパートナー弁護士3名が上海海外知的財産権紛争対応指導専門家リストに初入選

先日、上海市知識産権局、上海虹橋国際中央商務区管理委員会、上海市国際貿易促進委員会の指導により、中国（上海）知的財産権保護センター（国家海外知的財産権紛争対応指導センター上海サブセンター）が主催し、上海市閔行区知的財産権協会が開催し、長江デルタ知的財産権発展連盟と上海市国際貿易知的財産権海外権利保護サービス基地が共同で共催した「2022・中国上海『一带一路』知的財産権保護フォーラム及び上海海外知的財産権紛争対応指導専門家バンク設立式」が上海虹橋麗宝広場で盛大に行われた。

フォーラムの開幕式において、第1回となる上海海外知的財産権紛争対応指導専門家リストの発表が行われた。各関連企業、国内外の法律事務所、大学、科学研究機関などから合計58名の専門家が第1回専門家リストに入選し、華誠パートナーの張黎明弁護士、黄剣国弁護士および陶海榮弁護士が第1回専門家リストに荣誉ある入選を果たした。

華誠が上海市徐匯区第1回営業秘密保護モデルステーションに入選



徐匯区市場監督管理局はこのほど、第1回徐匯区営業秘密保護モデルステーションのリストを評定し、華誠は光栄にも第1回に選ばれた唯一の法律事務所として、モデルステーションの銘板を授与された。

ここ30年、華誠律師事務所は知的財産権分野で法律サービスに深く従事し、ハイテク産業及び企業に対する知的財産権営業秘密サービスを積極的に提供・開拓しており、当該分野の法律法規の規範的文書及び企業のニーズを熟知している。華誠は長期にわたり、専門化した作業分担と協力を通じて、豊富で質の高い専門

的な経験に基づき、国内外の企業に知的財産権の出願、管理、移転・実用化及び紛争解決を含む全方位的なサービス内容を提供してきた。特に、企業の知的財産権体系における営業秘密の管理と保護について、華誠は豊富な経験と実務事例を有しており、政策、法律の変化を踏まえ、企業のために営業秘密保護の戦略と制度をカスタマイズし、営業秘密紛争の解決に向けて方案を作成し、アクションを取り、企業の知的財産権保護の法的な後ろ盾となっている。

ネットワークセキュリティとデータ保護

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がプリインストールされているスマートフォンのアプリの基本的なセキュリティの要求について意見募集

2022年10月10日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「情報セキュリティ技術 スマートフォンプリインストールアプリケーションの基本的なセキュリティの要求（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は12月8日までとなっている。

「意見募集稿」では、スマートフォンにプリインストールされているアプリでアンインストールできないものの数が多く、アンインストールが難しいこと、過度に権利を要求し、許可をデフォルト化して、個人情報を隠れて収集すること、スマートフォン生産企業には、第三者がプリインストールしたアプリに対するデータセキュリティや、個人情報保護の審査管理が欠如しているなどの問題を重点的に解決している。「意見募集稿」には、スマートフォンにプリインストールされているアプリの基本的なセキュリティの要求が提示されており、これにはセキュリティ技術への要求とセキュリティ管理への要求が含まれ、前者にはアンインストールを可能にする要求、セキュリティ機能及び保障の要求、個人情報セキュリティの要求などが含まれ、そのうち、アンインストールを可能にする要求にはアンインストールが可能な範囲、アンインストール不可のプリインストールアプリケーションへの要求、アンインストールのセキュリティの要求が含まれている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「スマートモバイル端末未成年者保護通用規範」について意見募集

2022年9月27日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「スマートモバイル端末未成年者保護通用規範（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は11月30日までとなっている。

「意見募集稿」では、スマートモバイル端末において未成年者の心身の健康を保護するために備えるべき機能と性能の技術的要求およびテスト・試験方法を規定している。これはスマートモバイル端末（スマートモバイル通信端末、タブレット型コンピュータを含む）の未成年者保護モデルの設計と開発の指導に適用される。「意見募集稿」では、スマートモバイル端末の未成年者保護機能の技術的要求には基本的な要求と拡張的要求が含まれると規定している。そのうち、基本的な要求は、未成年者保護モデル、使用時間の管理、応用管理、通信量管理、支払い管理、コンテンツ管理、使用統計、視力保護と聴力保護などの内容をカバーしている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 ネットワークデータ分類等級付け要求」について意見募集

2022年9月15日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「情報セキュリティ技術 ネットワークデータ分類等級付け要求（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は11月13日までとなっている。

「意見募集稿」では、データ分類等級付けの原則と方法を示しており、これにはデータ分類等級付けの基本原則、データ分類の枠組みと方法、データ等級付けの枠組みと方法などが含まれている。これらは業界分野の主管（監督管理）部門が参考にして制定する当該業界の当該分野のデータ分類等級付け基準の規範に適用され、各地方、各部門が行うデータ分類等級付け業務にも適用され、また、データ処理者が行うデータの分類等級付けの参考にも供することができる。「意見募集稿」では、経済・社会の発展におけるデータの重要度と、漏洩・改ざん・破壊又は不法取得・不法利用に遭った場合、国家の安全・公共の利益又は個人・組織の合法的權益に及ぼす危害の程度に基づき、データを上位から核心・重要・一般の3段階に分けるとしている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より

国家インターネット情報弁公室が「ネットワークセキュリティ法」について意見募集

2022年9月15日、国家インターネット情報弁公室は「『中華人民共和国ネットワークセキュリティ法』の改正に関する決定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて公開で意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」は、「中華人民共和国ネットワークセキュリティ法」と新たに施行された法律との整合性を図る調整を適切に行い、法的責任制度を完備し、ネットワークセキュリティをさらに保障することを目的としている。関連する修正は以下の通りである。一、ネットワーク運行の安全に関する一般規定に違反した際の法的責任制度を整備する。二、重要な情報インフラの安全保障に関する法的責任制度を改正する。三、ネットワーク情報セキュリティの法的責任制度を調整する。四、個人情報保護に関する法的責任制度を改正する。

国家インターネット情報弁公室 より

ネットワークセキュリティとデータ保護

3部門が共同で「インターネットポップアップ情報プッシュサービス管理規定」を公布

2022年9月9日、国家インターネット情報弁公室などの3部門は共同で「インターネットポップアップ情報プッシュサービス管理規定」（以下、「規定」という）を公布し、2022年9月30日から施行した。

「規定」によると、インターネットポップアップ情報プッシュサービスの提供者は、情報内容管理主体の責任を遂行し、情報内容の審査、エコロジカル・ガバナンス、データセキュリティ及び個人情報保護、未成年者保護等の管理制度を健全化しなければならない。「規定」では、インターネットポップアップ情報プッシュサービスの提供者は、プッシュする内容のエコロジーの最適化、インターネット情報サービスの資質管理の強化、ニュース情報のプッシュの規範化、プッシュ内容の占める割合の科学的設定、プッシュ内容の審査プロセスの健全化、ユーザーの権益保障の強化、合理的なアルゴリズム設定、広告のプッシュの規範化、悪意的リダイレクト・ジャンプの根絶など9つの面の具体的な要求を遵守しなければならないことを強調している。「規定」では特に、インターネットニュース情報サービスの許可を取得していない場合は、ニュース情報などをポップアップでプッシュしてはならないことにも言及している。

国家インターネット情報弁公室 より



中国証券監督管理委員会が「上場会社株式買戻し規定」について意見募集

2022年10月17日、中国証券監督管理委員会は「上場会社株式買戻し規則（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）と「上場会社董事、監事及び上級管理職が保有する当社株式及びその変動管理規則（意見募集稿）」を發表し、社会に向けて意見を求めた。意見フィードバックの締切は11月13日までとなっている。

「意見募集稿」の改訂内容は以下の通りである。一、上場会社の買戻し条件を最適化する。二、新たな上場会社の買戻し実施条件を緩和する。三、買戻しと再融資の時期に重なる部分がある際の規制区間をさらに明確にする。四、買戻しを禁じるウィンドウ・ピリオドの規定を最適化する。「意見募集稿」では、上場会社が会社の価値と株主の權益を守るために必要な買戻しのトリガー条件の1つを「連続20取引日以内の会社株の引け値の下落率が累計30%に達すること」から「連続20取引日以内の会社株の引け値の下落率が累計25%に達すること」に調整した。

中国証券監督管理委員会 より

4部門が共同で法に基づいて証券犯罪を厳しく取り締まる典型的な事例を公布

2022年9月13日、最高人民法院などの4部門は共同で「法に基づいて証券犯罪を厳しく取り締まる典型的な事例に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」によると、4部門は共同で「馬某田等による重要情報の規定違反開示、不開示、証券市場操作事件」など5件の証券犯罪の典型的な事例を選出して発行し、事件処理の際の参考に供した。今回發表された5件の典型的な事例は、重要情報の規定違反開示・不開示罪、証券市場操作罪、未公開情報利用取引罪、インサイダー取引罪、背信による上場会社の利益侵害罪などの証券犯罪に関するもので、資本市場でよくある多発犯罪と近年増えている新型犯罪をカバーし、現在の証券犯罪の特徴、傾向を反映し、関連する法律の適用を明確にした。

最高人民法院 より

国務院国有資産監督管理委員会が「中央企業コンプライアンス管理弁法」を公布

2022年9月19日、国務院国有資産監督管理委員会は「中央企業コンプライアンス管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、10月1日から施行した。

「弁法」では、中央企業は実情を踏まえて最高コンプライアンス責任者を設け、指導者のポストと職数は新たに増やさず、総法律顧問が兼任し、企業の主要責任者に対して責任を負い、コンプライアンス管理部門を指導して関連業務を組織・展開し、所属組織がコンプライアンス管理を強化するよう指導しなければならないと提起した。「弁法」では、中央企業はコンプライアンス審査を必須手続きとして経営管理プロセスに組み込み、重要な決定事項のコンプライアンス審査の意見は最高コンプライアンス責任者が署名し、決定事項のコンプライアンス性について明確な意見を提出しなければならないと要求している。業務及び職能部門、コンプライアンス管理部門は職権による審査基準、プロセス、重点などを完備し、定期的に審査状況に対して後評価を行う。「弁法」ではまた、中央企業は職務遂行の過程において、故意又は重大な過失により、発見すべき規則違反の問題を発見せず、又は規則違反の問題に職務怠慢・汚職行為があることを発見し、企業に損失又は悪影響を与えた単位及び人員に対して責任追及を行わなければならないと強調している。

国務院国有資産監督管理委員会 より

